

# 募集

## 7月のフリーマーケット出店者

7月26日(日)午前10時～午後3時※中止の可能性あり  
調布駅前広場

出店資格/市内在住・在勤で物品販売を<sup>せりかい</sup>生業としない  
18歳以上の方 80人(多数抽選) 1000円

①Eメール(携帯メールは不可)または往復はがき  
(往信裏面)に出店希望日、住所、氏名(ふりがな)、  
電話番号、誓約の一文(会場周辺の道路上での荷物の  
積み下ろしをしない旨)、在勤者は勤務先名・電話番  
号を明記し、6月30日(火)(消印有効)までにchoufu  
jirituouendan@luck.ocn.ne.jpまたは〒182-0024布田  
1-43-2-N-203NPO法人ちょうふ自立応援団フ  
リーマーケット担当☎489-3160へ

※申し込み前に新型コロナウイルス感染症  
の感染拡大防止ガイドラインを参照し、出  
店時は遵守すること(右記2次元コードか  
らアクセス可) (文化生涯学習課)



## ちょうふエコ川柳～1に出さない、2に分別、 3・4がなくて ごみ川柳～

市内在住・在学・在勤の小学生以上 テーマ/「食  
品ロス削減」「海洋ごみ問題」「レジ袋削減」などごみ  
の減量やリサイクル※自作のもので1人1句 ①はが  
き、FAX、Eメールに川柳、住所、氏名(ふりがな)、  
年齢、応募する部門(小・中学生の部、高校生以上の  
部)、電話番号、学生の場合は学校名・学年を明記し、  
7月1日(火)～9月4日(金)に〒182-0031野水2-1-  
1調布市クリーンセンターごみ対策課☎042-368-  
9921・gomitai@w2.city.chofu.tokyo.jpへ※ペンネ  
ームでの公表を希望する場合、氏名と併せてペンネ  
ームと「ペンネームでの公表希望」と明記。学校や会社  
単位での応募も可 ②優秀賞、特別賞受賞者には記念品  
あり。応募作品は9月25日(金)午後1時～10月1日(木)正  
午に文化会館たづくり11階みんなの広場で展示予定  
③ごみ対策課☎481-7812

# ボランティア

## ボランティアガイダンス

6月26日(金)午後2時～3時 西部地域福祉センタ  
ー ①電話で市民活動支援センター西部コーナ  
(火～土曜日) ☎426-4335へ (社会福祉協議会)

## 協力会員募集説明会(地域ボランティア)

7月10日(金)午前10時～11時30分 調布ゆうあい福  
祉公社 ①高齢や障害などにより家事の支援や食事の  
配達を必要とする方に、有償で支援する活動の説明会  
②参加できない場合は個別に対応可  
③電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社☎481-7711  
へ

# 採用情報

※詳細は市(右記2次元コードからア  
クセス可)参照



## 市立保育園夏季会計年度任用職員

業務内容/乳幼児保育補助 勤務形態/月～金曜日(週  
3日以上) 午前8時30分～午後5時 資格など/18  
歳以上(高校生を除く) 時給/1040円(交通費別途  
支給) 雇用期間/7月25日(土)～8月31日(月)(短期  
可) ※夏季以外の保育士補助の登録は随時実施  
①申請書・受験票(保育課(市役所3階)で配布ま

たは市(右記2次元コードから印刷可)に必要事項を記入し、顔写真(縦  
4cm×横3cm)を貼って、7月3日(金)までに保育課  
☎481-7133へ本人が持参

## 市立学校スクールサポーター

業務内容/市内小・中学校通常学級の指導補助  
勤務形態/午前8時～午後5時45分の間で学校が指定  
する6時間(実働)。週4日程度勤務。年間勤務日数は、  
任用日に応じて要相談

資格など/小学校または中学校教員免許 時給/1400  
円 雇用期間/任用日～令和3年3月31日 面接合  
格者は登録者名簿に登録し、欠員の状況に応じて採用  
①申請書(指導室(教育会館4階)で配布または市  
(右記2次元コードから印刷可)と資格を証する書類の写しを、〒182  
-0026小島町2-36-1教育会館4階指導室☎481-  
7480へ郵送(簡易書留)または本人が持参

## (社福)調布市社会福祉事業団臨時職員

勤務内容/市内の学童クラブ・ユウフォーのスタッフ  
として、児童の育成・見守りなどを行う

時給/1050円※交通費別途支給  
勤務形態/月～土曜日のうち週3～5日、午前8時～  
午後7時の間で4時間(ユウフォースタッフ)、また  
は5時間(学童クラブ)※応相談

①電話で調布市社会福祉事業団かみふだ学童クラブ  
☎444-1327へ

# 仕事・創業

産業労働支援センター 〒182-0022国領町2-5  
-15市民プラザあくるす3階☎443-1217・☎443-  
1218 industry@chofu-across.jp 専用あり

## A創業経営相談会

①7月1日(火)②8日(水)③15日(水)④22日(水)⑤29日(水)  
⑥①②④午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)  
③⑤正午～午後7時(午後1時～2時を除く)

相談員/中野英次(多摩信用金庫職員)

①申し込み順6人

## B税務相談会

7月14日(火)午後1時～4時 中小企業・小規模事  
業者と創業希望者 相談員/東京税理士会武蔵府中支  
部担当者 ①申し込み順3人

## A・B共に

相談時間/1人50分 ①無料

①6月22日(月)から産業労働支援センター(右記)または  
電話、FAX、Eメールで申し込み

## ●創業者支援施設スモールオフィスの入居者募集

権利金・保証金がかからないため、創業時の初期投  
資費用を軽減することができます。また入居すると無  
料で創業相談・経営相談ができます。  
入居条件/①8月1日(土)から6カ月以内に創業予定の  
個人または団体で、創業時までに市内に住所を有す  
ることができる②8月1日(土)現在、創業後3年未満の個  
人事業主または法人で、入居後1カ月以内に市内に住  
所を有することができる③将来的に市内での創業が可  
能で、雇用が見込まれる入居者を優先。ただし、公序  
良俗に反するもの、特定宗教、政治団体の利益に帰す  
るものは除く

募集内容/①スモールオフィス1号室(6.5㎡)②2  
号室(7.1㎡)③4号室(5.6㎡)

所在地/産業労働支援センター内

入居日/①9月以降②8月以降※協議の上、決定

入居期間/1年ごとの契約更新で、最長3年

入居審査/使用申請書と提出書類に基づき、事業計画、  
資金計画などについての面接審査を行い、入居者を選  
考※審査日は追って通知

①使用申請書(産業労働支援センター(右記)から印刷可  
または、窓口で配布)に必要な書類を添付し、7月10日  
(金)までに産業労働支援センターへ持参

# 官公所だより

## 令和2年度税務職員の募集

業務内容/国税局や税務署での適正な課税を維持し、  
租税収入を確保する事務 資格など/①令和2年4月  
1日現在、高等学校または中等教育学校を卒業した日  
の翌日から起算して3年を経過していない方②令和3  
年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込  
みの方③人事院が①②に準ずると認める方 試験日/  
第1次:9月6日(日) 第2次:10月14日(火)～23日(金)  
のうち指定する日時 ①6月22日(月)午前9時～7月1日  
(火)に人事院(右記)から申し込み ②受験案内は東京国税  
局、最寄りの税務署、人事院各地方事務局(所)で配  
布または人事院(右記)から印刷可※詳細は人事院(右記)参照  
③東京国税局人事第二課試験係☎03-3542-2111(内  
線2162) (市民税課)

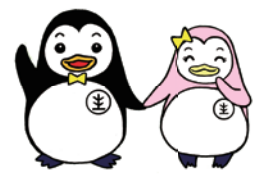


## その他のお知らせ

## 第70回「社会を明るくする運動」～犯罪や非行 を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪  
を犯した人たちの更生について、地域の理解を深め、  
それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明る  
い社会を築こうとする全国的な運動です。

7月は「社会を明るくする  
運動」強調月間・再犯防止啓  
発月間です。市においても普  
及啓発の取り組みを推進しま  
す。



マスコットキャラクター  
更生ペンギンの  
ホゴちゃんとサラちゃん

①詳細は法務省(右記)参照  
②福祉総務課☎481-7102

## 戦没者遺児による慰霊友好親善事業

(一財)日本遺族会では、先の大戦で父などを亡く  
した戦没者遺児を対象に、戦没した旧戦域を訪れ、慰  
霊追悼を行い、同地域の住民と友好親善を図る事業を  
実施しています。

①9月～令和3年3月(地域により異なる)

実施地域/①西部ニューギニア②ボルネオ・マレー半  
島③トラック諸島④パラオ諸島⑤ソロモン諸島⑥フィ  
リピン(1次)⑦マリアナ諸島⑧ミャンマー・タイ⑨  
東部ニューギニア⑩ビスマーク諸島⑪台湾・パシー海  
峡⑫マーシャル諸島⑬フィリピン(2次)⑭中国  
⑮10万円 ⑯中止の可能性あり

①(一財)東京都遺族連合会☎03-3812-1796へ※  
締め切り日は実施地域により異なるため要問い合わせ  
(福祉総務課)

## 八ヶ岳少年自然の家 新規予約受付

7月1日(火)から、次の通り新規予約を受け付けます。

区分	新規予約受け付け分
市内青少年団体(おおむね 20歳未満の者で構成する10 人以上の団体)	令和3年1月利用分
市内個人(市内在住・在勤 ・在学)※青少年団体以外 の団体を含む	令和2年10月利用分

※連泊時は、1泊目の属する月を基準とする  
①7月利用分から市外利用者の宿泊料を変更。詳細は  
市(右記)参照

①6月21日(日)まではFAXで、22日(月)以降は電話また  
はFAXで八ヶ岳少年自然の家(山梨県北杜市高根町清  
里3545-1)☎0551-48-2014・☎0551-48-4358へ  
※個人利用のみ八ヶ岳少年自然の家(右記)から申請可  
(社会教育課)